

計量業務概要

(令和7年度実績)



目 次

1. 市政の概要	1
2. 計量行政の沿革	1
3. 計量行政の概要	2
4. 組織	
(1) 機構	2
(2) 計量担当	3
5. 令和7年度決算	
(1) 歳入	3
(2) 歳出	3
6. 事業内容	
(1) 特定計量器の定期検査	3
① 定期検査の概要	4
② 定期検査結果総数	4
③ 指定定期検査機関の定期検査結果	4～5
④ 定期検査シール	6
⑤ 定期検査に代わる計量士による検査結果	7～8
(2) 事前調査	8
① 事前調査の概要	8
② 事前調査結果	8
③ 事前調査実績の推移	9
(3) 立入検査	9
① 商品量目立入検査	9～10
② 質量計使用方法検査	11
③ 燃料油メーター立入検査	11～12
④ ガスメーター（石油ガス用）立入検査	12～13
⑤ タクシーメーター立入検査	13～14
(4) 普及・啓発	15
① 夏休み子ども教室	15
② 計量普及啓発事業	15
③ 家庭用計量器無料簡易検査	16
7. 計量関係事業所	
(1) 適正計量管理事業所	17
(2) 届出製造事業所	17
(3) 届出修理事業所	18
(4) 一般計量証明登録事業所	18
(5) 環境計量証明登録事業所	18
8. 検査設備	
(1) 基準器	19
(2) 検査機材	20～21
9. 令和8年度事業計画	22

1. 市政の概要

柏市は、千葉県北西部の東葛飾地域に位置し、地理的には首都圏東部の中心的な地域となっています。平成17年3月28日に旧沼南町と合併し、新「柏市」が誕生しました。平成20年4月1日には中核市に移行し、自立都市として地方分権の時代に対応した自主的・効果的・効率的なまちづくりを進めています。

面積 114.74km² (令和8年4月1日現在)
人口 438,987人 (令和8年4月1日現在常住人口)
男 216,349人
女 222,638人
世帯数 205,560世帯 (令和8年4月1日現在常住人口)

2. 計量行政の沿革

柏市の計量行政は、平成20年4月1日の中核市への移行に伴い、計量法施行令に定められた特定市として計量事務が移譲され、特定計量器の定期検査や立入検査等を行っています。

平成19年4月	経済部消費生活センターの職員を県計量検定所に派遣し、準備要員として専任職員の養成を図る。
平成20年4月	中核市になり、千葉県から計量事務が移譲される。 機構改革により市民生活部消費生活センターへ所管部が変更となる。
平成20年7月	計量研修センターに職員を派遣（短期計量教習受講者1名）
平成21年4月	機構改革により市民生活部消費生活センターが同部市民活動推進課課内室から課扱いとなる。
平成21年11月	計量研修センターに職員を派遣（短期計量教習（1ヶ月）受講者1名）
平成24年2月	計量研修センターに職員を派遣（短期計量教習（1ヶ月）受講者1名）
平成24年9月	計量研修センターに職員を派遣（短期計量教習（1ヶ月）受講者1名）
平成24年10月	指定定期検査機関を指定
平成25年9月	計量研修センターに職員を派遣（短期計量教習（1ヶ月）受講者1名）
平成27年8月	計量研修センターに職員を派遣（短期計量教習（1ヶ月）受講者1名）
平成27年10月	指定定期検査機関の指定を更新
平成29年8月	計量研修センターに職員を派遣（基礎計量教習（2週間）受講者1名）
平成30年8月	計量研修センターに職員を派遣（基礎計量教習（2週間）受講者1名）
平成30年10月	指定定期検査機関の指定を更新
令和3年3月	計量研修センターに職員を派遣（基礎計量教習（2週間）受講者1名）
令和3年10月	指定定期検査機関の指定を更新
令和6年10月	指定定期検査機関の指定を更新
令和7年8月	計量研修センターに職員を派遣（基礎計量教習（2週間）受講者1名）

3. 計量行政の概要

正確な計量の実施を確保するため、商店・工場・病院等で取引又は証明に使用されているはかりの定期検査及び商品量目等の立入検査を行っています。

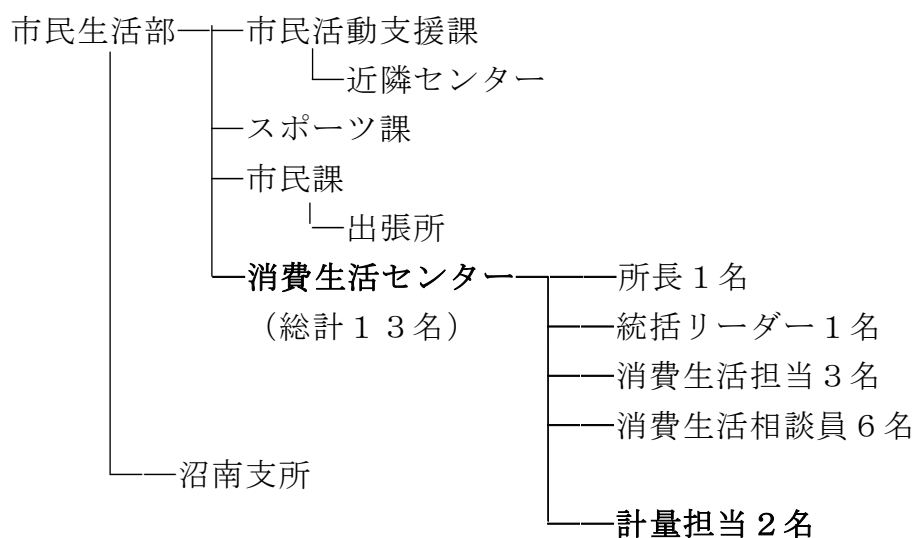
また、適正計量に関する指導・啓発事業及び計量に関する苦情処理等も行っています。

事務分掌	事務の詳細
計量法(平成4年法律第51号)に関すること	定期検査に関すること
	定期検査に代わる計量士による検査に関すること
	代検査業務届出に関すること
	特定計量器及び事業所等の立入検査に関すること
	商品量目等立入検査に関すること
	基準器に関すること(柏市質量標準管理マニュアルを含む)
	計量検査室管理に関すること
	適正計量管理事業所指定申請に関すること
	計量管理の指導及び計量思想の普及に関すること
	千葉県計量行政機関協議会に関すること
	全国特定市計量行政協議会等に関すること
	その他計量業務に関すること
	計量業務概要に関すること

4. 組織

(令和7年4月1日現在)

(1) 機構



(2) 計量担当

専任職員 2 名（基礎計量教習受講者 1 名）

5. 令和 7 年度決算

(1) 歳入

単位：円

節（細節）	当初予算	決算額
商工手数料	0	0
合計	0	0

(2) 歳出

単位：円

節（細節）	当初予算	決算額
報償費	3,000	2,764
旅費	158,000	107,152
需用費	398,000	317,093
役務費	100,000	97,611
委託料	8,527,000	7,149,960
使用料及び賃借料	15,000	13,310
備品購入費	140,000	149,820
負担金、補助金及び交付金	36,000	36,000
合計	9,377,000	7,873,710

※ 柏市手数料条例の規定により、特定計量器定期検査手数料は委託機関の収入としているため、上記決算見込額の委託料は、契約額から特定計量器定期検査手数料（1,306,400円）を引いた額となっています。

6. 事業内容

(1) 特定計量器の定期検査

適正な計量の実施を確保するため、取引又は証明に使用される特定計量器（質量計）の性能及び器差を一定水準以上に維持することを目的に、計量法第19条第1項の規定により定期検査を実施しました。

※ 特定計量器とは、計量法施行令第2条の規定により、商売など取引又は証明にあたる行為に利用されている計量器（はかり）のことです。

（例1）商店、スーパーなどで量り売りに使用する取引用のはかり

（例2）病院、薬局などで使用する薬の調剤用のはかり

① 定期検査の概要

項目	内容
実施区域	市内全域（主に常磐線以南区域）
検査対象	常磐線以南区域：250kg 以下の特定計量器，分銅及びおもり
検査実施方法	検査業務は，計量法第 20 条の規定による指定定期検査機関が，特定計量器定期検査規則第 39 条第 1 項第 5 号の規定により，所在場所で検査を実施
検査の周知方法	・告示（柏市告示第 143 号） ・「広報かしわ」に日程掲載（5 月 1 日号） ・柏市ホームページに日程等掲載 ・「はがき」による通知
検査期間	令和 7 年 8 月 26 日～令和 8 年 2 月 6 日 告示検査期間：令和 7 年 5 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

※ 検査期間は検査開始日から終了日まで

② 定期検査結果総数

項目	延べ検査日数	検査戸数	検査個数	合格個数	不合格個数
指定定期検査機関による検査	67	417	1,010	1,001	9
定期検査に代わる計量士による検査	33	31	292	292	0
合計	100	448	1,302	1,293	9

※ 定期検査に代わる計量士による検査のうち，2 回に分けて検査した事業者数が 2 件

③ 指定定期検査機関の定期検査結果

ア 総計

延べ検査日数	検査戸数	分類	検査個数	合格個数	不合格個数	不合格個数率 (%)
67	417	はかり	940	931	9	0.96
		分銅	70	70	0	0.00
		合計	1,010	1,001	9	0.89

※ 不合格個数率は，小数点第 3 位を四捨五入

イ 器種別検査結果

	種類	検査個数	合格個数	不合格個数	不合格個数率(%)
はかり	電気式はかり	732	724	8	1.09
	等比皿手動はかり	0	0	0	0.00
	棒はかり	1	1	0	0.00
	その他の手動式（不等比皿・不等比台）	10	10	0	0.00
	ばね式指示はかり	190	189	1	0.53
	ばね式はかり（直線目盛）	1	1	0	0.00
	手動指示併用はかり	6	6	0	0.00
	その他の指示はかり	0	0	0	0.00
	はかりの合計	940	931	9	0.96
分銅	分銅	20	20	0	0.00
	定量おもり	1	1	0	0.00
	定量増おもり	49	49	0	0.00
分銅の合計		70	70	0	0.00
合計		1,010	1,001	9	0.89

※ 不合格個数率は、小数点第3位を四捨五入

ウ 検査実績の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
検査戸数	427	397	432	416	417
検査個数	1,034	1,418	1,039	1,463	1,010
はかり	928	1,180	940	1,224	940
うち不合格個数	4	8	3	8	9
うち不合格個数率(%)	0.43	0.68	0.32	0.65	0.96
分銅	106	238	99	239	70
うち不合格個数	0	0	0	0	0
うち不合格個数率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

※ 不合格個数率は、小数点第3位を四捨五入

※ 令和3年度、令和5年度及び令和7年度の検査対象は、常磐線以南区域のひょう量250kg以下の特定計量器、分銅及びおもり

※ 令和4年度及び令和6年度の検査対象は、市内全域のひょう量250kgを超える特定計量器並びに常磐線以北区域のひょう量250kg以下の特定計量器、分銅及びおもり

④ 定期検査シール

定期検査を受検した特定計量器（質量計）には，検査結果により合格，不合格及び免除のいずれかのシールを貼付します。

種別	合格シール	不合格シール	免除シール
概要	サイズ：直径 3cm 色：地色 橙，緑，青 文字 黒	サイズ：縦 3.6×横 2.5cm 色：地色 赤 文字 黒	サイズ：直径 3cm 色：地色 黄色 文字 黒
見本			

※ 購入した特定計量器に付されている検定証印等の年月が平成 31 年（2019 年）3 月以前のものは 3 年，平成 31 年（2019 年）4 月以降のものは 1 年，それぞれ定期検査が免除されます。

※ 上記のシールは，指定定期検査機関制度を導入した平成 24 年度から使用しています。

⑤ 定期検査に代わる計量士による検査結果

定期検査に代わる計量士による検査（代検査）とは、計量法第19条第1項の規定により定められている都道府県又は特定市による特定計量器の定期検査に代わり、計量法第25条第1項に規定されている計量士による特定計量器定期検査のことです。

ア 総計

検査戸数	実施 計量士数	分類	検査個数	合格個数	不合格個数	不合格個数率 (%)
31	16	はかり	287	287	0	0.00
		分銅	5	5	0	0.00
		合計	292	292	0	0.00

※ 不合格個数率は、小数点第3位を四捨五入

※ 実施計量士数は実数

イ 器種別検査結果

	種類	検査個数	合格個数	不合格個数	不合格個数率 (%)
は か り	電気式はかり	262	262	0	0.00
	等比皿手動はかり	0	0	0	0.00
	棒はかり	0	0	0	0.00
	その他の手動式（不等比 皿・不等比台）	1	1	0	0.00
	ばね式指示はかり	24	24	0	0.00
	ばね式はかり（直線目盛）	0	0	0	0.00
	手動指示併用はかり	0	0	0	0.00
	その他の指示はかり	0	0	0	0.00
	はかりの合計	287	287	0	0.00
分 銅	分銅	0	0	0	0.00
	定量おもり	0	0	0	0.00
	定量増おもり	5	5	0	0.00
分銅の合計		5	5	0	0.00
合計		292	292	0	0.00

※ 不合格個数率は、小数点第3位を四捨五入

ウ 検査実績の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
検査戸数	31	33	43	36	31
検査実施計量士数	14	13	14	16	16
検査個数	353	501	364	411	292
はかり	330	476	359	357	287
うち不合格個数	2	0	6	0	0
うち不合格個数率(%)	0.61	0.00	1.67	0.00	0.00
分銅	23	25	5	54	5
うち不合格個数	0	0	0	0	0
うち不合格個数率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

※ 不合格個数率は、小数点第3位を四捨五入

(2) 事前調査

次年度以降の検査対象特定計量器について、検査漏れの防止や検査の効率化を図るため、はかりの使用者、種類及び数量等を正確に把握することを目的に事前調査を実施しました。

① 事前調査の概要

項目	内容
調査区域	常磐線以北区域
調査方法	市が作成したリストに基づき、指定定期検査機関が調査対象の各事業所を巡回し、特定計量器の使用実態を調査
調査対象	処方箋薬局、診療所及び保育園等を強化調査対象に選定し、検査漏れしていると思われる事業所及び新規開設の事業所等で、特定計量器を取引又は証明に使用していると思われる事業所

② 事前調査結果

調査期間	調査日数	調査延べ人数	調査戸数	次回検査対象戸数	該当率(%)
2月4日～3月5日	8	58	44	25	56.82

※ 該当率は、小数点第3位を四捨五入

※ 調査期間は事前調査開始から終了日までの期間

③ 事前調査実績の推移

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
調査戸数	30	31	32	31	44
次回検査対象戸数	23	16	24	21	25

※ 令和 3 年度，令和 5 年度及び令和 7 年度は，次年度（令和 4 年度，令和 6 年度及び令和 8 年度）の検査対象である常磐線以北区域を調査

※ 令和 4 年度及び令和 6 年度は，次年度（令和 5 年度及び令和 7 年度）の検査対象である常磐線以南区域を調査

(3) 立入検査

適正な計量の実施を確保するため，計量法第 148 条の規定により，販売事業所等に立ち入り，特定計量器の検定有効期限及び台帳整備状況の確認検査等を実施しました。

① 商品量目立入検査

全国計量行政会議適正計量委員会が作成した「全国一斉商品量目立入検査の実施計画」に基づき，前期（6～8 月）と後期（10～12 月）に分け，市内の特定商品を計量販売しているスーパー等へ立ち入り，商品の量目（内容量）について検査を実施します。

※ 商品量目とは，スーパー等で量り売りされている商品の内容量のことであり，計量法では，計量して販売するのに適する商品は，その量目を示して販売するよう努めなければならない，量目を示して販売するときは，政令で定める誤差を超えないように計量しなければならないと定めています。

ア 検査概要

検査期間	検査 日数	検査延 べ人数	検査 戸数	不適正 戸数	不適正 戸数率 (%)	検査 個数	不適正 個数	不適正 個数率 (%)
前期 7月1日～7月31日	7	14	7	4	57.1	450	5	1.1
後期 10月1日～10月31日	6	14	7	2	28.6	438	7	1.6
計	13	28	14	6	42.9	888	12	1.4

※ 不適正戸数は，店舗全体の検査に対して 5 % を越えた場合のみ計上

※ 不適正戸数率及び不適正個数率は，小数点第 2 位を四捨五入

※ 検査期間は事業者への通知期間を表記

イ 商品分類別検査結果

商品分類	検査個数	ガイドラインに定める過量	正量個数	不適正個数	不適正個数率(%)	不適正の主な原因		
						風袋量の無視・軽視	乾燥等の自然減量	その他
食 肉	170	0	170	0	0.0	0	0	0
食肉の加工品	5	0	5	0	0.0	0	0	0
魚 介 類	163	0	162	1	0.6	0	0	1
魚介類の加工品	98	0	98	0	0.0	0	0	0
野 菜	256	0	253	3	1.2	2	1	0
野菜の加工品	0	0	0	0	0.0	0	0	0
果 実	19	0	18	1	5.6	0	1	0
果実の加工品	0	0	0	0	0.0	0	0	0
その他の調理食品	161	1	153	7	4.6	5	1	1
菓 子 類	6	0	6	0	0.0	0	0	0
そ の 他 食 品	10	0	10	0	0.0	0	0	0
計	888	1	875	12	1.4	7	3	2

ウ 検査実績の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
検査日数	0	6	14	13	13
検査戸数	0	8	14	16	14
うち不適正戸数	0	3	6	6	6
うち不適正戸数率(%)	0.0	37.5	12.7	37.5	42.9
検査個数	0	689	1,038	864	888
うち不適正個数	0	4	30	14	12
うち不適正個数率(%)	0.0	0.6	2.9	1.6	1.4

※ 不適正戸数率及び不適正個数率は、小数点第2位を四捨五入

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度は前期及び後期ともに検査未実施とした。

② 質量計使用方法検査

商品量目立入検査に合わせ、商品の量目（内容量）の計量に使用する特定計量器の使用方法について検査を実施し、使用方法が適正でない事業者に対し、適正な使用方法についての指導を実施します。

検査実績の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
検査日数	0	6	14	13	13
検査戸数	0	8	14	16	14
うち指導戸数	0	6	6	0	5
うち指導戸数率(%)	0.0	75.0	42.9	0	35.7
検査個数	0	42	42	54	55
うち指導個数	0	10	10	0	7
うち指導個数率(%)	0.0	23.8	23.8	0	12.7

※ 指導戸数率及び指導個数率は、小数点第2位を四捨五入

※ 指導個数は、水平、0点及び据付等に不備のあった数

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度は前期及び後期ともに検査未実施とした。

③ 燃料油メーター立入検査

市内の燃料油販売事業所等に立ち入り、燃料油メーターの検定有効期限の確認検査を実施しました。

※ 燃料油メーターとは、ガソリンスタンドや灯油販売の車両に設置され、ガソリン、軽油及び灯油などを販売するときに、給油量をはかるために使用する計器のことです。

ア 器物検査成績

検査期間	検査日数	検査延べ人数	検査戸数	不適正戸数	不適正戸数率(%)	検査個数	不適正個数	不適正個数率(%)
前期 6月2日～6月30日	3	10	5	0	0.0	28	0	0.0
後期 9月1日～9月30日	4	8	4	0	0.0	100	0	0.0
合計	7	18	9	0	0.0	128	0	0.0

※ 不適正戸数率及び不適正個数率は、小数点第2位を四捨五入

※ 燃料油メーターは、器物検査のみ実施

※ 検査期間は事業者への通知期間を表記

イ 検査実績の推移

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
検査日数	5	4	7	8	7
検査戸数	13	8	17	12	9
不適正戸数	1	0	0	0	0
不適正戸数率(%)	7.7	0.0	0.0	0.0	0.0
検査個数	206	104	70	158	128
不適正個数	1	0	0	0	0
不適正個数率(%)	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0

※ 不適正戸数率及び不適正個数率は、小数点第 2 位を四捨五入

※ 燃料油メーターは、器物検査のみ実施

※ 検査期間は事業者への通知期間を表記

④ ガスメーター（石油ガス用）立入検査

市内のプロパンガス販売事業所に立ち入り、ガスメーター（石油ガス用）の検定有効期限及び台帳整備状況の確認検査を実施しました。

※ ガスメーター（石油ガス用）とは、家庭や事業所で使用されているプロパンガスの使用量をはかるために使用する計器のことです。

ア 台帳検査成績

検査期間	検査日数	検査延べ人数	検査戸数	不適正戸数	不適正戸数率(%)	検査個数	不適正個数	不適正個数率(%)
12月1日～12月26日	3	10	5	0	0.0	4,577	0	0.0

※ 不適正戸数率及び不適正個数率は、小数点第 2 位を四捨五入

※ 検査期間は事業者への通知期間を表記

イ 器物検査成績

検査期間	検査日数	検査延べ人数	検査戸数	不適正戸数	不適正戸数率(%)	検査個数	不適正個数	不適正個数率(%)
12月1日～12月26日	3	10	8	0	0.0	37	0	0.0

※ 不適正戸数率及び不適正個数率は、小数点第 2 位を四捨五入

※ 器物の検査戸数は、検査を行った物件数

※ 検査期間は事業者への通知期間を表記

ウ 検査実績の推移

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
検査日数			2	3	6	3	3
台帳		検査戸数	3	6	13	3	5
		不適正戸数	0	0	0	0	0
		不適正戸数率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		検査個数	12,308	6,215	1,177	4,481	4,577
		不適正個数	0	0	0	0	0
		不適正個数率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
器物		検査戸数	6	17	8	3	8
		不適正戸数	0	0	0	0	0
		不適正戸数率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		検査個数	22	36	22	17	37
		不適正個数	0	0	0	0	0
		不適正個数率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

※ 不適正戸数率及び不適正個数率は、小数点第2位を四捨五入

※ 器物の検査戸数は、検査を行った物件数

⑤ タクシーメーター立入検査

市内のタクシー事業者の営業所等に立ち入り、タクシーメーターの検定有効期限及び台帳整備状況の確認検査を実施しました。

※ タクシーメーターとは、タクシーやハイヤーなどに車載し、走行距離や所要時間を測定して料金を表示する計器のことです。

ア 台帳検査成績

検査期間	検査日数	検査延べ人数	検査戸数	不適正戸数	不適正戸数率(%)	検査個数	不適正個数	不適正個数率(%)
1月26日～2月20日	5	10	5	0	0.0	70	0	0.0

※ 不適正戸数率及び不適正個数率は、小数点第2位を四捨五入

※ 検査期間は事業者への通知期間を表記

イ 器物検査成績

検査期間	検査日数	検査延べ人数	検査戸数	不適正戸数	不適正戸数率(%)	検査個数	不適正個数	不適正個数率(%)
1月26日～2月20日	5	10	5	0	0.0	6	0	0.0

※ 不適正戸数率及び不適正個数率は、小数点第2位を四捨五入

- ※ 器物の検査戸数は、検査を行った物件数
- ※ 検査期間は事業者への通知期間を表記

ウ 検査実績の推移

			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
検査日数			2	4	6	0	5
台帳		検査戸数	6	5	7	0	5
		不適正戸数	0	0	0	0	0
		不適正戸数率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		検査個数	34	67	136	0	70
		不適正個数	0	0	0	0	0
		不適正個数率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
器物		検査戸数	6	11	7	0	5
		不適正戸数	0	0	1	0	0
		不適正戸数率(%)	0.0	0.0	14.3	0.0	0.0
		検査個数	8	11	13	0	6
		不適正個数	0	0	1	0	0
		不適正個数率(%)	0.0	0.0	7.7	0.0	0.0

- ※ 不適正戸数率及び不適正個数率は、小数点第 2 位を四捨五入
- ※ 検査期間は事業者への通知期間を表記

(4) 普及・啓発

市民の計量に対する関心を高めるため、計量強調月間を中心に普及啓発事業を実施しました。

① 夏休み子ども教室

講座名	実施日	場所	参加者	内容
「天びんはかり を作ろう！」	8月7日	さわやかち ば県民プラ ザ3階	14組（親子）	・「消費生活センターにおける計量 の仕事」の講義 ・天びんはかりの工作
	8月8日	会議室1	11組（親子）	



計量の仕事の講義



天びんはかりの工作

② 計量普及啓発事業

出展先	実施日	場所	協賛者	内容
沼南まつり	10月11日	セブンパーク アリオ柏	・一般社団法人千葉 県計量協会 ・千葉県計量検定所	・計量クイズ ・計量啓発グッズの配布 ・アンケートの実施



③ 家庭用計量器無料簡易検査

実施期間	実施日数	実施場所	内容
11月10日～11月21日	7日	柏市消費生活センター	・体温計:25器 ・体重計:10器 ・血圧計:8器 ・キッチンスケール:10器

※ 実施日数は実検査日数

7. 計量関係事業所

柏市内の計量にかかる事業所等は、以下のとおりです。

(1) 適正計量管理事業所

(令和8年3月31日現在)

事業所名	所在地	事業所数
日本郵便(株)	柏市内各所 (東京都千代田区大手町2丁目3番1号)	32
(株)東急ストア ららぽーと柏の葉店	柏市若柴175番地 (東京都目黒区上目黒1丁目21番12号)	1
東洋ガラス(株)千葉工場	柏市新十余二1番地1 (東京都品川区東五反田2丁目18番1号 大崎フォレストビルディング)	1
(株)高島屋柏店	柏市末広町3番16号 (大阪府大阪市中央区難波5丁目1番5号)	1
イオンマーケット(株) ピーコックストア豊四季台店	柏市豊四季台4丁目1番20 (東京都杉並区阿佐ヶ谷南1丁目32番10号)	1

※ () は、本社所在地

※ いずれの事業所も千葉県知事指定

(2) 届出製造事業所

事業所名	所在地	事業区分
(株)日本特殊計器製作所	柏市青葉台2丁目4番1号	排ガス積算体積計等 排水積算体積計等
(株)フォーカルコーポレーション	柏市十余二581番地1	血圧計第1, 2類
アンリツ(株)	柏市東上町2番28号第2水戸 屋ビル	充填用自動はかり 自動捕捉式はかり
(株)東京自働機械製作所	柏市西原7丁目3番地1	充填用自動はかり その他の自動はかり

※ 出典：千葉県ホームページ（令和6年8月13日更新）

(3) 届出修理事業所

事業所名	所在地	事業区分
江東矢崎サービス(株)	柏市豊四季字向中原 712 番地 8	タクシメーター
(株)サタケ	柏市大室 1153 番地	ホッパースケール 充填用自動はかり 自動捕捉式はかり その他の自動はかり
サタケグレインマシナリー(株)	柏市大室 1153 番地	ホッパースケール 充填用自動はかり 自動補足式はかり

※ 出典：千葉県ホームページ（令和 6 年 9 月 2 4 日更新）

(4) 一般計量証明登録事業所

事業所名	所在地	登録区分
トーテツ(株)	柏市藤ヶ谷 163 番地 1	質量
柏市廃棄物処理業協業組合	柏市新十余二 7 番地 8	質量
東日本ドラム工業(株)	柏市若白毛 506 番地 3	質量
(株)アールズファクトリー	柏市十余二 230 番地 14	質量
(有)飯田商店	柏市豊四季 382 番地 9	質量

※ 出典：千葉県ホームページ（令和 8 年 4 月 3 日更新）

(5) 環境計量証明登録事業所

事業所名	所在地	登録区分
東京公害防止(株)	柏市豊四季 508 番地 53	濃度 1・2
(株)ケーオーエンジニアリング	柏市松葉町 2 丁目 11 番 10 号	濃度 1・2, 音圧, 振動
ケー・エス環境研究所(株)	柏市篠籠田 1455 番地 25	濃度 2
(有)ティ・エヌケミスト	柏市高田 1114 番地 5	濃度 1・2, 音圧, 振動

※ 出典：千葉県ホームページ

（濃度：令和 7 年 5 月 2 1 日更新）

（音圧，振動：令和 7 年 5 月 2 1 日更新）

8. 検査設備

以下の分銅等の検査設備を保有しています。

(1) 基準器

種類		能力	数	備考
質量	1 級基準分銅（ステンレス製）	1mg	1	
		2mg	2	
		5mg	1	
		10mg	1	
		20mg	2	
		50mg	1	
		100mg	1	
		200mg	2	
		500mg	1	
	1 級基準分銅（O I M L 型 ステンレス製）	1g	1	
		2g	2	
		5g	1	
		10g	1	
		20g	2	
		50g	1	
		100g	1	
		200g	2	
		500g	1	
		1kg	1	
		2kg	2	
		5kg	1	
		10kg	2	
体積	液体メーター用基準タンク	全量 10.2L, 最小測定量 9.8L	1	
温度	基準ガラス製温度計	温度の範囲-2℃～52℃, 目量 0.1℃	1	
圧力	基準液柱型圧力計	0～300mmHg, 目量 1mmHg	1	

(2) 検査機材（主なもの）

種	能力	数	備考
2 級実用基準分銅（ステンレス製）	1kg	1	鎖付角とう型
	2kg	2	鎖付角とう型
	5kg	1	鎖付角とう型
	10kg	3	鎖付角とう型
	10g	2	増おもり型
	20g	2	増おもり型
	50g	2	増おもり型
	100g	2	増おもり型
	200g	2	増おもり型
	250g	2	増おもり型
	500g	2	増おもり型
	1kg	2	増おもり型
	2kg	5	増おもり型
	10kg	30	枕型
	20kg	10	枕型
	1g	2	円筒型
	2g	4	円筒型
	5g	2	円筒型
	10g	4	円筒型
	20g	4	円筒型
	50g	4	円筒型
	100g	4	円筒型
	20mg	2	板状
	50mg	2	板状
	100mg	2	板状
	200mg	2	板状
	500mg	2	板状
	10kg	2	バケツ型
	20kg	4	板型
電磁力平衡方式天びん	ひょう量 125g, 目量 0.01mg	1	質量比較器
音叉振動式はかり	ひょう量 620g, 目量 1mg	1	質量比較器
	ひょう量 5.1kg, 目量 10mg	1	質量比較器
	ひょう量 21kg, 目量 50mg	1	質量比較器
電子天びんはかり	ひょう量 6kg, 目量 1g	1	特定計量器
	ひょう量 4.2kg, 目量 0.1g	1	特定計量器

質量比較器（音叉振動式）



2 級実用基準分銅（円筒型）



2 級実用基準分銅（枕型）



9. 令和8年度事業計画

業 務	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
定期検査	分銅校正			■ (指定定期検査機関)								
	巡回検査			■ (指定定期検査機関)	■ (指定定期検査機関)	■ (指定定期検査機関)	■ (指定定期検査機関)	■ (指定定期検査機関)	■ (指定定期検査機関)	■ (指定定期検査機関)	■ (指定定期検査機関)	■ (指定定期検査機関)
	事前調査											
立入検査	商品量目			■ 前期			■ 後期					
	特定計量器 検査計画策定	■ 検査計画策定		■ 燃料油		■ 燃料油			■ 石油	■ タクシー		
普及・啓発	計量教室			■ 夏休み子ども教室								
	イベント 出展等						■ 沼南まつり出展，ポスター掲示					
	計量強調月間							■ 家庭用計量器無料簡易検査				
研修	研修等			■ 県協議会研修会					■ 研修見学会			
	会議等	■ 千葉県計 量行政機 関協議会 総会（千 葉市）		■ 千葉県計 量行政機 関協議会 第1回実 務担当者 会議（松 戸市）			■ 関東甲信 越地区ブ ロック会 議（岡谷 市）			■ 千葉県計 量行政機 関協議会 第2回実 務担当者 会議（柏 市）	■ 全国特定 市計量行 政協議会 全国行政 計量議 議会	■ 千葉県計 量行政機 関協議会 役員会 （書面議 議）

計量業務概要
(令和7年度実績)

編集・発行

柏市市民生活部消費生活センター

〒277-0004

柏市柏下73番地 中央体育館管理棟1階

TEL 04-7163-5853

FAX 04-7164-4327

E-mail shohiseikatsu-c@city.kashiwa.chiba.jp